

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.240

(2022.03.29)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和4年3月福島県沖地震災害義援金」(中央共募)の募集について

1 趣旨

令和4年3月16日の福島県沖地震により宮城県内及び福島県内では人的及び家屋への甚大な被害が発生し、2件の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2 義援金の名称

令和4年3月福島県沖地震災害義援金

3 受付期間

令和4年3月29日(火)から令和4年6月30日(木)まで

(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

4 義援金受け入れ口座

(1) 銀行振込

<口座番号> 三井住友銀行 東京公務部(普) 0148483

<口座名義> (福) 中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

5 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6 義援金の配分

中央共同募金会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7 税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

8 その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9 この要綱は、令和4年3月29日施行です。

10 問合せ先

社会福祉法人中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L : 03-3581-3846

F A X : 03-3581-5755

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和4年3月福島県沖地震災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和4年3月福島県沖地震災害義援金(中央)」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。